Osaka University Knowledge Archive

Title	力能と排除 : スピノザ政治哲学における女性と奴隷をめぐる問題について
Author(s)	河村, 厚
Citation	メタフュシカ. 1998, 29, p. 29-44
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66609
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

力能と排除

――スピノザ政治哲学における女性と奴隷をめぐる問題について――

河村　厚

スピノザの政治哲学からは女性や奴隷が排除されている。彼の最後の著作である『政治論』では、民主国家においてさえ、女性や奴隷には参政権は与えられていない。では、スピノザが女性や奴隷を政治の場から排除したのは厳密な哲学的根拠からではなく、十七世紀という時代にあって逃れることのできなかった一般的な偏見からであったのだろうか。

しかし、『エチカ』を存在論から始め、認識論、感情理論、倫理学説、そして哲学的救済論に至るまでを徹底した論理的一貫性で駆け抜け、この『エチカ』で達成されたことの基礎の上に、『エチカ』への絶えざるレファレンスの反復の成果として書き上げられた『政治論』における政治からの女性や奴隷の排除を、ただ時代状況に色濃く制限されて十七世紀当時の限界内に留まっているに過ぎないと言って簡単に片付けることはできないのではないか。だから多くの研究者たちが腫れものに触るのを避けるかのように、その傍らを通り過ぎて行った「政治からの女性と奴隷の排除」の問題、『政治論』第十一章第三節と第四節を、この徹底した論理的・体系的一貫性を見せる『エチカ』の著者に敬意を表して、彼の存在論と感情理論に立ち帰って、彼の政治哲学の形而上学的基礎からもう一度捉え直すという試みは決して無益なことではないであろう。

一　自然権の存在論的基底――コナトゥスによる自然権の定義

スピノザは「自然権 jus naturae」を「万物がそれに従って生じる自然の諸法則あるいは諸規則そのもの、即ち自然の力能そのもの」であると定義し、そこから各個物・各人の自然権は、その力能 (potentia) が及ぶ所まで及ぶとしている (TP/II/4)。このように自然権を力能によって規定すること（この考え方自体は『エチカ』第四部定理三七注解一で既に提出されている）

は、力(能)の大小が自然権の大小として反映してくるということを意味する。そして、ここからは力(能)が小さい者の自然権は、その力(能)の小ささに応じて小さいという考え方も出てくる。自然権は、人間ばかりでなく万物に例外なく与えられてはいるが、その大きさは決して等しいものではないのだ。スピノザはこのような自然権を「自己保存のコナトゥス conatus sese conservandi」によって定義している(TP/II/5, E/IV/D8, 20D, 37S1)。このコナトゥスは存在論的には、神から「与えられた本質 essentia data」として有限様態(modus finitus)としての万物に備わっている自己保存の傾向である(E/III/6・D, 7・D)。

スピノザによると自己原因(causa sui)である神(実体)のみが、その本質が存在を含むもの、つまり存在するとしか考えられないものである(E/I/D1, 7D, 11)。これに対して有限様態としての個物の本質は存在を含まない(E/I/24)。このような個物はただ、自己の「現実的本質」してのコナトゥスによって神の無限なる力能を表現する(exprimere)[1]限りにおいてのみ(E/IV/4D)、神の力能(=存在=本質)を享受して初めて現実的に存在し、活動することができるのである(E/III/7D)。この意味で、人間も含めた有限様態の存在と活動の究極的な原因は神の力能であり、これは『エチカ』第一部の「神は、ものが存在し始める原因であるばかりでなく、ものが存在に固執する原因でもある」(E/I/24)という命題にまで遡れる。そしてこの命題が、ロビンソンの指摘しているように(Robinson, 1928, S208)、『政治論』において自然権が存在論的に定義されていく過程(TP/II/2-5)において、決定的な役割を果たしたことは一目瞭然である。こうして最終的には、人間の自然権は「それによって活動へと決定されかつ自己保存を努力させられるあらゆる衝動(=コナトゥス)[2]」によって定義されることになる。スピノザは『政治論』第二章第五節から第八節までを使って(実に九回も)、人間が他の個体と同様に「それ自身においてある限り、自己の存在を保存しようと努力する」(TP/II/7)ことを強調しているし、第三章第十八節では、自分はこの『政治論』を、万人に普遍的に内在する「自己保存のコナトゥス」という人間本性の必然性から証明したのであり、このことだけは忘れないで読んで欲しいと読者に注意を促している。

このように見てくると、『政治論』において「自己保存のコナトゥス」とそれによって規定される自然権がいかに重要な位置にあったかが分かる。各人の自然権(コナトゥス)がよりよく、より安定的に維持・保存されるための、臣民と国家それぞれの自然権(コナトゥス)の最良の在り方を描くことが『政治論』の究極的な目的であったのである。

二　「支配―隷従関係」の力能理論

（一）「自己の権利の下にあること」と「他者の権利の下にあること」

スピノザの政治哲学、特に『政治論』において、「自己の権利の下にあること sui juris esse」と「他者の権利の下にあること alterius juris esse」という人間の二つの社会的な存在の仕方の分類は極めて重要なものであり、「二人の人間の間の関係」においてのみならず、「各人と国家との関係」、更には「国家と国家との関係」においても適用される汎通的原理として『政治論』全体の底流をなしている。スピノザの説明によると、我々は「他者の権力（potestas）の下にある」限り、「他者の権利の下にある」のであり、このような他者からの暴力を自己の考えに従って排除し、復讐することができる限りにおいて、そして自己の意向に従って生きることができる限りにおいて「自己の権利の下にある」のである（TP/II/9）。ここで留意すべきは、前章で確認した「力による権利の規定」が、ここでもそっくりそのまま引き継がれて、権利関係が力関係によって説明されているということである。

（二）「支配―隷従関係」の四つのカテゴリーと「力」、「感情」、「権利」の関係について

ではこの「他者の権利の下にある」とは、あるいは「他者を自己の権利の下に置く」とは、具体的にはどのような状況を意味しているのだろうか。スピノザは、我々が「他者を自己の権利（権力）の下に置く」のは以下の四つの場合であると言っている（TP/II/10）。

(1)相手の身体を縛っておく場合。

(2)相手から武器や自衛・逃走の手段を奪い取った場合。

(3)相手を「恐怖 metus」の感情によって自己の意に服従させた場合。

(4)相手を「希望 spes」の感情（恩恵）によって自己の意に服従させた場合。

スピノザによると(1)と(2)の場合は、我々は相手の身体のみを自己の権利（権力）に従属させるのであるが、(3)と(4)の場合は、相手の身体と精神の両方を自己の権利（権力）に従属させることができるのである。よって前二者よりも後二者のほうが、「より完全な支配」であると言えよう。ただここで気を付けておきたいのは、これまで力（権力）の問題として語られてきた権利関係が、(3)と(4)の「より完全な支配形態」に至っては、「恐怖」や「希望」という「感情」の問題として語られ始めているということである。「感情」と「力（権力）」とはいか

なる関係にあるのだろうか。

スピノザは「希望」を「不安定な喜び *inconstans Laetitia*」として、「恐怖」を「不安定な悲しみ *inconstans Tristitia*」として定義している（E/III/18S2, Ad12・13）。『エチカ』においては、「喜び」、「悲しみ」、「欲望（コナトゥス）」という基礎的三感情の関係は、「喜び」が人間の「欲望（＝コナトゥス＝活動力能）」を増大させる感情として、「悲しみ」が「欲望（＝コナトゥス＝活動力能）」を減少させる感情として描かれていたから（E/III/37D, 57D）、「不安定な喜び」である「希望」は、コナトゥス（＝活動力能＝力能）を増大させる積極的な感情ではないかと考えそうになる。しかしスピノザによると、「希望」には人間の認識能力のうちで最も低いレベルのものである「想像知 imaginatio」が介在しており、「希望」を抱く者は、希望の対象を排除するようなものを〈想像〉して、その限りにおいて「悲しみ」を抱き、「恐怖」を抱く者もこれとは逆の道を辿るから、実は「恐怖なき希望も希望なき恐怖もない」（E/III/50S, Ad13Ex）のである。こうして結局、「恐怖」も「希望」も「悲しみ」を伴うことなしには在りえないから、それ自体では「善」（＝喜びの原因となり、コナトゥス（活動力能）を増大させるもの）ではありえない（E/IV/D1・2, 8D, 29D, 47D）。このように「恐怖」と「希望」は倫理的に批判されるばかりでなく、本質的に「想像知」が介在してくるこれら二感情からは「迷信」が生じるとして（E/III/50S, TTP/Prae）、認識論的な批判も向けられている。「恐怖」と「希望」は認識の欠乏、精神の無能力を示すものであり、そこからの脱却が求められるのだ（E/IV/47S）。[3] 以上がスピノザの「恐怖」と「希望」の感情の批判の内容であるが、この批判の中核にあるのは、この二感情が「悲しみ」の感情を必然的に伴うということである。「悲しみ」が直接的に「悪」であるのは、それが我々のコナトゥス（活動力能）を減少させるからである（E/IV/41・D）。よって「恐怖」と「希望」の両感情も、我々のコナトゥス（活動力能）を減少させる限りにおいて批判されていたのだ。

ここでは、「恐怖」と「希望」の感情が我々のコナトゥス（＝活動力能＝力能）を減少させるという事実に注目したい。上述のように、スピノザは、力関係が権利関係を規定していると考えている。それは、先の(1)～(4)のいずれの場合であれ、我々は「相手を自己の権力の下に置く」限りにおいてのみ、その相手を「自己の権利の下に置く」ことができるということであった。そして「より完全な支配形態」であった(3)と(4)を本節で考察した感情理論によって捉え直すならば、我々は、他者を我々自身の「力」に〈恐怖あるいは希望を感じ〉させることによって、その他者の「力（コナトゥス）」を減じさせることで、その他者を「自己の権利の下に置く」ことができるということになる。だから、当の相手から「恐怖」あるいは「希望」の感

情が引き出せなくなった時点で、相手は再び「自己の権利の下に」戻ってしまい、この「支配—隷従関係」は終焉してしまうのである（TP/II/10）。逆に言えば、「支配—隷従関係」を継続させるためには、自己の「力」によって相手の「恐怖」あるいは「希望」を不断に再生産し続けなければならないのである。

（三）「支配—隷従関係」の解消（逆転）可能性

このような権利と力の同一視と、そこに生まれる「力」、「感情」、「権利」の関係こそがスピノザ政治哲学の決定的な特徴を生み出している（cf. McShea, 1968, p.59）。それは力関係が権利関係を逆転させるような状況を可能にしているということである。(1)ある個人は他の個人の力に「恐怖」や「希望」を持つ限りにおいて、当の「他者の権利の下にあり」、(2)臣民は国家の力に「恐怖」や「希望」を持つ限りにおいて、当の「国家の権利の下にあり」、(3)国家は同盟国の力に「恐怖」（又は利得の「希望」）を持つ限りにおいて、当の「他の国家の権利の下にある」のである（TP/II/9・10, III/8・12）。けれどもこの他者（それが人であれ国家であれ）の「力」への「恐怖」なり「希望」なりが無くなるや否や、つまり力関係が変化（逆転）するや否や、その各々はもはや「他者の権利の下にあること」を止め「自己の権利の下に戻る」のだ。ただし、この「支配—隷従関係」の解消（逆転）可能性には「力能のアポステリオリな増大可能性」（次章第二節(b)）が大きな前提となっている。

三　政治からの女性と奴隷の排除の根拠

（一）政治からの女性と奴隷の排除の共通の理由（「他者の権利の下にある」ため）

スピノザは『政治論』第十一章第一節において、民主国家の定義を「全ての者」に参政権が与えられる国家であるとしながらも（TP/II/17）、この「全ての者」に「国民である親を持つ者あるいは国土内に生まれついた者」、「国家のために功績のあった者」等の制限を加えている。この制限は同第三節では次の三つに集約されて示されている。それは①国法にのみ従う者。②自己の権利の下にある者。③正しく生活している者である。この三つの条件を全て満たした者であれば、「全ての人に例外なしに」参政権が与えられるというのである。これは、参政権の規定であると同時に、政治の場からの「排除」の厳格な規定でもあった。つまり①国法にのみ従う者という条件は、「外国人」を除外するためであり、②自己の権利の下にある者という条件は、「婦人（女性）mulier」と「奴隷 servus」、及び「子供」と「未成年者」を排除するためである。というのも、これらの人々はそれぞれ、「夫（男性）vir」や「主人」及び「両親」や「後見人」といった「他者の権利の下にある」からである。そして③正しく生活している者という条件は犯罪による公権喪失者を除

外するためであった。このようにして『政治論』最終章の厳格な参政権規定によれば、政治の場から「婦人（女性）」と「奴隷」が排除されるのは、彼女―彼らが「自己の権利の下にある」のではなく男性や主人といった「他者の権利の下にある」という共通の理由からであった。

（二）力能（コナトゥス）についての三つの事実と「奴隷と女性の隷属状態」

本節では「奴隷と女性の隷属状態」を存在論的、力能論的に考察するために、まず力能（コナトゥス）についての二つの事実を確認する。

(a) 各個物・個人間における力能（コナトゥス）のアプリオリな大きさの相違と支配―隷従関係

有限様態である各個体間、各個人間のコナトゥスにアプリオリな「大きさの相違（度合いの相違）」はあるのだろうか。神は、神の力能を様々の度合い（gradus）において表現しているあらゆるものを、つまり完全性の最低から最高に至る全ての度合いのものを創造したのだとスピノザは言っているが（E/ I /Ap）、これは、各個物・各個人間のアプリオリな力能（コナトゥス）の大きさの相違の存在を意味している。コナトゥスは万物に「例外なく」―という意味では平等に―その「現実的本質 essentia actualis」として与えられてはいるが、コナトゥスの「アプリオリな大きさの相違（度合いの相違）」は存在する。だから、自然権を始めとして現実生活の諸位相において現れた〈限りにおけるコナトゥス conatus quatenus〉としての力能（potentia）にも「アプリオリな大きさの相違」が在ることになる。

では、この「力能（コナトゥス）のアプリオリな大きさの相違」は「支配―隷従」の正当化とどのような関係を持つであろうか。たとえばアリストテレスは『政治学』において、男性は「自然によって（φύσει）」優れており、女性は「自然によって」劣っているから、男性は支配するもので、女性は支配されるものであると言っている（1254b13）。アリストテレスは奴隷についても、「法によっての（κατὰ νόμον）奴隷」（1255a5）と「自然によっての奴隷」（1254a15）を分けながらも、後者については、「自然によって」劣っているから、支配を受けることが当然であり、善いことでもあると言っている。女性や奴隷は「自然によって」劣るということを根拠として、階層的なコスモロジーの中で、ある低い場所へと押し込められているのである。

(b) 各個物・個人における力能（コナトゥス）のアポステリオリな増減可能性と支配―隷従関係

ただし、諸位相において現れた〈限りにおけるコナトゥス〉としての力能に「アプリオリな大きさの相違」が在ることが事実であるとしても、この力能の大きさは、各個体間、各個人間において、その存在の持続の最初から最後まで変わらないという訳ではない。『エチカ』を丹念に読めば、この諸位相において

現れた〈限りにおけるコナトゥス〉にはその「アポステリオリな増減」が確認できる。たとえば、感情という位相にいて「欲望」として現れた〈限りにおけるコナトゥス〉は、「喜び」によって増大させられ、「悲しみ」によって減少する（E/III/37D，57D）。また上述のように社会という位相において各人や国家の「自然権」として現れた〈限りにおけるコナトゥス〉は、相手との力をめぐる相克の中で増減した。では、このような「力能（コナトゥス）のアポステリオリな増減可能性」は「支配—隷従関係」においていかなる意味を持つであろうか。それは、前章第三節で確認したように、相手の力に対する「恐怖」や「希望」がなくなるや否や「支配—隷従関係」は解消されたから、身体の力能にしろ精神の認識能力にしろ—それらはアポステリオリに増大可能なのだから—を向上させることで我々は、我々の支配者（我々を「自己の権利の下に」置いている者）の力に、もはや「恐怖」を感じなくなったり、その支配者の力に服することと引き替えに得られることを「希望」していた物の実際の価値を見破ったり、あるいは自分自身の力能の向上によって、自分の支配者が与えてくれるよりも、容易にそれを手に入れることが可能になった時には、我々はその「支配者の権利の下にあること」を解消して、「自己の権利の下に」戻ることが出来るということである。更には、増大した自己の力能を盾にして、今まで自分を支配してきた者を今度は「自己の権利の下に」置いて支配し始めるという、ヘーゲルにおける「主と奴の逆転」のような現象も起こりうる可能性があるのだ。

このように「力能（コナトゥス）のアポステリオリな増減可能性」[4]があって初めて、「支配—隷従関係」の解消や逆転が可能になってくるのである。これは本章に入って見てきた「奴隷や女性の政治からの排除」という問題においても極めて重要な契機になる。それは、奴隷や女性も自己の力能（コナトゥス）をアポステリオリに増大させることで、主人や男性に対する不利な関係を解消（逆転）させることが可能になるかもしれないからである。しかし、その可能性の有無を問題にする議論が暗黙の内に前提にしているのは、奴隷と女性が—その小ささがアプリオリなものであれアポステリオリなものであれ—とにかく現時点では力能（コナトゥス）が小さい者であるという考え方ではなかろうか。確かに、上述の力能（コナトゥス）についての二つの事実(a)と(b)の枠内で奴隷と女性の問題を捉えようとすれば、そのような考え方が必然的に出てこよう。だが果たして奴隷と女性の問題は(a)と(b)の二つから構成される理論の枠内で捉えることができるのだろうか。前章第二節では、自己の力に「恐怖」や「希望」を感じさせることで、相手の「力（コナトゥス）」を減少させ、それによって「支配—隷従関係」が始まると述べたが、より厳密に言えば、相手の「力」を単に減少させただけでは、その相手を支配することにはならないのである。一

時的に相手の「力」を減少させたとしても、その相手は己の力をアポステリオリに増大させることによって、逆に「恐怖」を植えつけようと襲いかかってくるかもしれない。だから完全に相手を支配するためには、相手の「恐怖」や「希望」を継続的に引き出していけるような「制度（システム）」を作った上で、相手の「力」をある一定のレベルで固定して、そのアポステリオリな増大可能性を封じ込めなければならないのである。逆に言えば女性や奴隷は自己の力のこのアポステリオリな増大可能性を封じ込められた人々なのではなかろうか。

(c) 自己の力能（コナトゥス）から分離されている状態と支配―隷従関係

アーレントは『全体主義の起源』の中で、平等を所与の事実とみなす考え方を批判しつつ、奴隷制についてこう語っている。「奴隷制の根本的な罪は、奴隷が自由を失ったこと（これは他の事情の下でも起こりうる）にあるのではなく、自由を求める闘争が不可能となるようなシステムが作られたこと、つまり人々が自由の喪失を自然から与えられた事実として理解し、あたかも人間は、自由人か奴隷かのいずれかとして生まれてくるかのように思い込んでしまうような制度が作られたことである。人権宣言においてやはり自由が「生まれながらの権利」と宣言されたことは、この理論の最後の名残であるに過ぎない」(Arendt, 1951, S.615)。アーレントは、ここで、自由や平等が、「自然」の問題として語られること全般に異議を申し立てている。つまり、平等にしろ不平等にしろ、我々が「自然に」あるいは「生まれながらに」そうであると考えていることは、実は、単に制度によってそうであるかのように思い込まされているに過ぎないのだという批判である。我々が思っている「自然＝本性」などというものは、最初から「人工のもの」であるかもしれないのだ。

アーレントは『人間の条件』の中では、古代ギリシアを範にとりながら、私的生活だけを送る人間（明らかに女性がこれに当たろう）や奴隷は、人間の能力(capacity)のうちで最も高く、最も人間的な能力（言論と政治的活動の能力）を奪われて(deprived)いる人々であり、公的領域に入ることを許されていなかった人々であると言っている(Arendt, 1958, p.38)。「奴隷が卓越性（アレテー）を失ったのは、奴隷は卓越性（アレテー）を示すことのできる公的領域に入ることを許されなかったからである」(ibid., p.49, n.40)。ここで重要なのは、アーレントが、私的生活だけを送る人間（女性）に対しても奴隷に対しても、彼女―彼らの能力が―それがアプリオリにかアポステリオリにかはもちろん問うことなしに―「低いとか、低くなっているとか」を一切問題にしないで、それがただ「奪われている」とだけ語っているということである。これは上述の奴隷制論と合わせて考えると、奴隷の隷属状態を、アプリオリとかアポステリオリとかいう概念も、力

能の大小とか増減とかいう言葉も用いずに鋭く説明している点で大変示唆的である。ここで留意すべきは、「能力を奪われている」という言葉が、何らその「奪われている」者の「本来的な」能力の在り方とは無関係に—というよりもそのような「本来的な」能力の在り方などという考え方を完全に無効にした上で—ただ「奪われている」という一つの「状態」を意味しているということである。だが、このアーレントの考え方を、あくまで力能論という観点から捉えるならばどのようになるだろうか。

ドゥルーズはこう言っている。「弱者、奴隷とは絶対的に見られたその力がより小さい者のことではない。弱者とはその力がどのようなものであれ、自分の活動力能から分離されたままであり、隷属状態あるいは無力のままでいる者のことである」(Deleuze, 1968, p.249)。「自己の活動力能から分離されたままである(rester séparé)[5]」とはどういう事態であろうか(ドゥルーズは同じ事態を「自己のなしうることから分離されたままである」とも表現している)。そういった事態において、我々の活動力能は「働かなくなり、固定化され」るとドゥルーズが説明する時、それは、我々は「減少していく活動力能」を(アポステリオリに)増大させることができなくなってしまっているということを意味しているのではなかろうか(ibid., p.211, 249)。アーレントとは「能力の減少」を問題にするか否かの違いはあるものの、両者に共通なのは、弱者や奴隷を(アリストテレスとは違って)アプリオリに能力が小さいものだとは考えず—またそのようなアプリオリな能力の見方を拒絶しつつ—それがどの程度の能力であれ、自己の能力を十全に使用することから、何らかの偶然によって遠ざけられてしまった人々—そのために「奪われた」あるいは「減少した」自己の能力を回復することができないままでいる人々と考えたことである。

このようにアーレントとドゥルーズを参考にしつつ、奴隷と女性を「自己の活動力能から分離されたまま」の「状態」にある人々として考えてみたい。その際生じる問題は、アプリオリな力能(コナトゥス)の大きさの相違を認めた上で、そのアポステリオリな増減を問題にしてきた(a)と(b)の議論との整合性である。これについては以下のように考えたい。つまり、アプリオリな力能の大きさがどのようなものであれ、(b)で見たようなアポステリオリな力能の増大によって「支配—隷従関係」を解消し、自らの隷属状態を脱することができないでいる、つまり「自己の活動力能(自己のなしうること)」から分離されている「状態[6]」に(現時点では)置かれているのが女性であり奴隷であるのだと。だから女性や奴隷の現時点での力能を評価・測定しようとすることは本当は無意味なことなのである。

(三) 政治からの女性の排除の二つの理由

特に女性(femina)については『政治論』は第十一章第四節で、主に二つの理由からこの「排除」を正当化している。その

第一は女性の側の原因で、第二は男性の側の原因である。

第一の女性の側の原因については、経験に鑑み、そして世界中の地域を見るに、両性が同等に支配している民族あるいは女性が支配する民族はない。—例外として語られる伝説のアマゾンは、反ユートピアの徹底したリアリズムを掲げる『政治論』においては、女性が支配することの非現実性を強調するための挿入であり、この点ホッブズが、同じアマゾンの例を挙げながらも、親権はアマゾンのような契約が介在しない場合には、実は第一義的には母親の側にあるとして、(自然状態での)親権における母親の優位を主張しているのとは対照的である(LV/Chap. XX, p.187)—この事実から、スピノザは、女性は「本性上 ex natura」、力能(精神の強さと知能)において男性に劣るから、「本性上」、男性と同等の権利を持たず、必然的に男性より下位に立たなければならないということ、男性と同等の資格で支配に参加することはできないということを導き出している。この「本性上 ex natura」といった場合にスピノザは、「本性=自然 natura」を決して疑うことなく、先に見たアリストテレスの考えをそのまま踏襲している。ザックのように、スピノザにおいてはこの排除は何らかの道徳原理によって正当化されたものではなく、事実確認の結果に過ぎないと言ったとしても(Zac, 1979, p.142)、スピノザは、歴史的に見て、そして当時の世界を見て、そこで実際に例外なく支配的である事実としての女性の政治的劣勢を、そのまま「当為」の問題として論じるという一種の「自然主義的誤謬」を犯してしまっている。その結果、女性はその力を二度にわたって盗まれることになる。つまり、「本性上」弱いという定義づけによって不当にその力は(想像の中で)貶められ、更にそれが根拠となって、今度は現実に男性の権利の下に置かれなければならなくなることによって、その力は二重に「奪われて」しまっているのである。

第二の男性の側の原因については、まず、男性は女性を官能的感情によってのみ愛し、男性による女性の「知能と賢さ ingenium & sapientia」の評価は美的観点からのみなされるということをスピノザは指摘する。スピノザは『エチカ』においては、男女間の愛や結婚における「外観=容姿からの ex forma」生殖欲をあれほど戒めていたのに(E/IV/Ap19, 20)、『政治論』では過激なまでのリアリズムが、今度は〈男性蔑視〉—というよりも俗衆(vulgus)へのほとんど絶望的な理解の態度からくる人間存在そのものへの冷めた視線—を生んでしまって、男性の側のこのような傾向性を前提とした上で議論が進められている。

スピノザは、男性の「愛する女性への嫉妬」も政治の場においては、平和と統治を脅かす原因になると考えている。「感情の模倣 imitatio affectuum」を介して繰り広げられる愛、憎しみ、嫉妬という人間の情念のドラマを『エチカ』第三部において徹底的に考察していたスピノザが(E/III/27-49)、政治の場におけ

る人間の「感情」の安定と動揺を極めて敏感に捉えようとしていたのは間違いない。しかしスピノザは、『政治論』最終節においては、この問題について詳しくは語っていない。この点についてマトゥロンは以下のようなメカニズムが作動することになると指摘している。つまり、上述のように女性を官能的・美的観点からしか愛したり評価したりできない男性に混じって女性が議会に席を占めるようになると、彼女たちの中で最も美しい者が男性の全ての票を獲得し、更にこの男性の妻たち—彼女たちは「夫の権利の下にある」ため、夫の意向通りに投票せざるをえないから—の票をも獲得することになる。しかし、この最も美しい女性自身も実は、彼女の「夫の権利の下にある」のだから、最終的には、「n人の（男性）崇拝者を抱える女性」の夫は、2(n+1)票を我が物にすることになるというメカニズムである。マトゥロンは、「政治からの奴隷の排除」についても、それは、彼らが「ふさわしくないから」とか「本性上 par nature」、「他人（主人）より無能だから」ではなく、彼らが主人に隷従しているため、自分自身の独立した意見を表明できないという「状況」を考慮するなら、彼らの「声＝票 voix」を数えることは、結局、彼らの主人の「声＝票」を何度も数えることになってしまうからであると言う。このように「他者の権利の下にある」ため自分自身の「声＝票」を自由に発することのできないでいる女性や奴隷が政治の場に参加すればするほど、実際には、我々は「虚偽の声＝票」をそれだけ多く数えてしまうという最もアンチデモクラティックな事態が生じてしまうというのである(Matheron, 1969, p.442, 1986, p.197-199, 205)。

男性の側の「感情」による原因が政治を混乱させるのはこの「選挙」においてばかりではない。一人の女性をめぐる複数の男性のセクシャルな情念は、排他的であるばかりか、妬みと憎しみ（嫉妬）を伴い、この憎しみ合いは闘争へと至るのだ（E/III/32, 35・S, 38, 39, 40, 43)。スピノザは、政治の場がこのようなセクシャルな闘争の場と化すことだけは、なんとしても避けたかったのである。マトゥロンは、結局は女性の本性上のハンディキャップも、権力闘争に限って言えば、彼女らは不利であるというだけの完全に相対的なものに過ぎないと言う。スピノザは、特別に女性を蔑視していたわけではなく、ただ上述のような男性の間のセクシャルな闘争の激しさに不安を抱き、そのような敵対関係が統治を不可能にするまでに発展するのを恐れたのである(Matheron, 1986, p.205-206, cf. Balibar, 1985, p.86)。

このように政治からの女性の排除は—マックシャーの解釈(McShea, 1968, p.128) に反して—単に女性の側に帰せられる原因のみから正当化されたのではなく、男性の側に帰せられる原因をも併せて初めて正当化されているということ、しかもその際、告発されているのは女性の側の無力（imbecillitas）であると同時に男性側の無力(受動感情への隷属)でもあるという

ことに注意しなければならない。確かにスピノザは、力能（精神の強さと知能）において、女性は「本性上」男性に劣るとしてはいるが、それでも『エチカ』が究極的に目指した「精神の自由」の獲得への道は両性に共に開かれていたということは決して忘れてはいけないことである（E/IV/Ap20, Matheron, 1986, p.220）。

（四）政治からの奴隷と女性の排除を正当化してしまう論理的・制度論的背景

I　排除の論理的背景（国家のコナトゥスを至上の命題としたこと）

スピノザは『政治論』においては、国家の徳は安全にのみあり、国家の目的は生活の平和と安全にあるとしている（TP/I/6, V/2）。国家の自然権（コナトゥス）と臣民の自然権（コナトゥス）との激しい相克の中で、いかにしたら国家が自己の自然権を十全に発揮して、国家の目的である安全と平和を臣民に保障し確保して、臣民の自然権の安定的維持・促進に貢献できるかということが政治の課題であったのだ。だからこの国家の自然権（コナトゥス）を脅かすものにスピノザは過剰なまでに敏感になった。バリバールが「大衆の―大衆への恐怖 la crainte des massas」の換喩として語る「女性の―女性への恐怖 la crainte des femmes」(Balibar, 1985, p.86, n.1) がそこにあったのも事実であろう。政治の場から女性が排除された理由の一つがこのことであったのは先に見た通りである（TP/XI/4）。しかし、ホルクハイマー／アドルノは、この自己保存（のコナトゥス）の生き延びるか滅亡するかという究極的な選択からは、二つの矛盾する命題のうちで一方だけが正しくてもう一方は誤りでしかありえないという論理的法則の排他性が生じると指摘している（Adorno/Horkheimer, 1947, S.46-47）。スピノザは、国家の自然権（コナトゥス）を至上の命題としたことで、政治における他の様々な要素のうちのいくつかを見逃してしまったとは言えないだろうか。

II　排除を許容する制度論的背景（民主制の定義自身に含まれる落とし穴）

貴族国家と民主国家の本質的な定義は、貴族国家が、国事に携わる者が最高会議によって最良者として選挙で「選ばれる」国家であるのに対し、民主国家は、それが「たまたま幸運によって forte fortuna」得られた権利あるいは生得的権利によって決定される国家である（TP/II/17, VIII/1・14, XI/1・2）ということである。よって必ずしも民主国家のほうが貴族国家よりも統治権を把握する者の数が多いとは限らないということになる。ただここで注意すべきは、民主国家における参政権が「たまたま幸運によって」得られた権利もしくは生得的権利によって決定されるということである。つまり、たとえば女性に生まれるか男性に生まれるかなどは（様態的次元では）偶然的なもので

あり、本人には決定不可能で、ただ「運命」に身を委ねるしかない事柄である。そして民主制の定義自身に既に参政権のこのような規定が含まれているわけであるから、政治から排除された人々は、それを自らの「運命」として甘受するしかないという帰結がそこから生じてしまっているのである。

結論　スピノザ政治哲学の限界と可能性

（一）ラディカルな政治的リアリズムの必然的帰結としての形而上学の歪曲

スピノザは『エチカ』において、我々が偏見（想像知）によって形成する「一般概念 notio universalis」は、対象の持つ些細な差異（多様性）を捨象して、その一致点のみを想像（表象）し、それに一つの名前を与えることで生まれると言っている。この「一般概念」の第一の例としてスピノザが挙げるのが「人間 homo」である（E/II/40S1）。また（「一般名称」という形ではあるが）「階級 classis」や「民族 natio」さえもそこに含まれる（E/III/46）。この「一般概念」には「女性」や「男性」も当然入るはずである。スピノザは（そして私は）、個々の女性や男性が実際は持つかもしれない些細な差異や多様性を無理やり捨象して、「女性」や「男性」一般の表象像（imago）を形成した上で、それらの力能や権利について論じてきた。しかし、そもそもこの「一般概念」は人間の認識能力のうちで最も低い段階の「想像知（表象知）」によって生み出されるものであり、この「一般概念」に基づいて展開されていくような「代理=表象的思考 representative thinking」は、スピノザ自身によって批判され、乗り越えられるべきとされていた思考態度ではなかったのだろうか。更に、この「一般概念」に照らし合わせたり、相互に比較することによって、「それ自体で考えれば」ある度合いにおいては完全であるものの中に、「欠如 privatio」を見出して、それを「不完全なもの」と呼び、完全であると想定するものとの間に価値のヒエラルヒーを適用するという思考態度をスピノザは、徹底的に批判していたが（E/IV/Prae, EP/19, 21）、この批判も、『政治論』において女性と男性を論ずる際には活かされてはいない。このように『エチカ』で築き挙げた形而上学的前提が『政治論』においては完全には活きてこなかったのは、『エチカ』第三部序文から『政治論』第一章へとより先鋭化していったスピノザの反ユートピアのリアリズムが（Strauss, 1930, S. 218）[7]、常に受動感情に隷属し、「想像知」によって「一般概念」を形成したり、「比較」による思考しかできないような現実の「大衆」の視点を『政治論』に持ち込み、それを強調することを余儀なくしてしまった結果ではなかろうか。先鋭化されたリアリズムがスピノザ自身の形而上学に跳ね返り、それを歪曲したのである。

(二) 開かれた政治への最後の可能性

女性が「男性の権力の下にある」のが「自然＝本性による ex natura」のでなく、ただ「法制による ex instituto」のであるならば、女性の政治参加を拒む理由は何もないとスピノザが言う時、そこには「自然＝本性 natura」と「制度 institutum」というものの対立がはっきりと見て取れる。しかしスピノザ自身が、力能において女性は「自然＝本性によって」男性に劣るということを、経験に照らして、世界中の地域と民族に例外のないことを必死に検証するという形で証明しようとする時、彼の言う「自然＝本性」は、もはや「慣習 institutum」[8]と見分けがつかなくなってしまってはいないだろうか（TP/XI/4）。我々は、前章第二節(c)においてアーレントの奴隷制論から、我々が「自然＝本性」であると思い込んでいるものが、実は「制度」によって作り出された人工のものである可能性があることに十分注意すべきであるということを学んだが、マックシャーが、書かれざる第十一章第五節には奴隷の参政権が論じられるはずであったと予想して、奴隷が政治から排除されるのは、彼らが「自然＝本性によって by nature」劣っているからではなく、彼ら（の意思）が主人の強い影響の下に従属しているからである（McShea, 1968, p.128）と語っているように、スピノザは奴隷に関しては、その隷属は単に「制度による」ものに過ぎないと考えていたことは間違いない。ならば、スピノザの過激な政治的リアリズムが、何らかの形で冷却期間を経て、その間に自己の形而上学的基礎と現実の政治との関係を改めて冷静に見直す機会があったなら、その時はスピノザも、この「自然＝本性」と「制度（慣習）」の相互浸食に留意しつつ、「政治からの女性の排除」についても異なった答えを提出していたかもしれない。

注

(1) (TP/II/5) では、欲望（コナトゥス）が、それによって人間が自己の存在に固執するよう努力する自然の力を「説明＝展開する expli-care」となっているが、ドゥルーズも指摘するようにスピノザにおいては「説明すること expliquer」と「展開すること développer」は「表現 expression」の一側面にすぎない（Deleuze, 1968, p.12）。

(2) コナトゥスが精神にのみ関係するときは「意志 voluntas」と呼ばれ、精神と身体に同時に関係するときは「衝動 appetitus」と呼ばれる。そして意識化された「衝動」が「欲望 cupiditas」である（E/III/9S）。

(3) しかし現実には、人間は理性の命令に従って生きることが稀であるから、「希望」と「恐怖」も害よりは利益をもたらすとしてスピノザは、「民衆はおそれを知らぬ時、恐るべきものである」と述べている（E/IV/54S）。

(4) 力能のアポステリオリな増大可能性があるといっても、それは無制限の増大の可能性を意味しない。自己に与えられた「現実的本質（コナトゥス）のある一定の度合いの範囲の中でのみ」、力能の増減は起こりうるのだ（cf. 河村, 1997, p.38）。

(5) ドゥルーズは、「譲渡＝疎外」を意味する《aliéné》ではなく、単に《séparé》と言う。これは我々の現実的本質であるコナトゥス（力能＝自然権）は、決して他者に「譲渡する」ことなどできないということを踏まえた上での表現である（cf.Matheron, 1986, p.114）。

(6) このような「自己の活動力能（自己がなしうること）から分離されている」状態が、「支配―隷従関係」において際だった形で理解できるのは、前章第二節の四つのカテゴリーのうちの第一番目、つまり自己の身体が物理的に拘束されることによって生じた「支配―隷従関係」である。この場合、アーレントやドゥルーズが、奴隷や弱者について語ったことがそっくりそのまま当てはまるのではなかろうか。つまり、被支配者は身体を物理的に拘束されることによって、「自己のなしうること」から完全に遠ざけられる。この被支配者の力能は「働かなくなり、固定化され」てしまう。そして拘束が長期化すれば、この被支配者の力能は低下の一途をたどるだろう。しかし「自己の活動力能から分離されている」ため、自己の力能の低下を食い止めたり、それを（アポステリオリに）回復させる（増大させる）ことすらできないのである。

(7) ただシュトラウスは、スピノザがユートピアと戦ったのは、政治的関心においてというよりもむしろ哲学的関心においてであり、スピノザにとっては政治的リアリズムは全く問題ではなかったとさえ言っている（Strauss, 1930, S.220-221）。

(8) ちなみに“ex instituo”は、ワーナムの英訳では“by convention”、アッピューンの仏訳では“par institution”、ゲープハルトの独訳では“durch Gesetzesbestimmung”となっている。

文献表

スピノザのテクストはゲープハルト版全集（*Spinoza Opera*, im Auftrag der Heidelberger Akademie der Wissenschaften hrsg. von Carl Gebhardt, C. Winter, 1925）を用い、引用に際しての略号は慣例に従った。略例を以下に示す。

(E/IV/57S2) =『エチカ』第4部定理57注解2。(TP/II/5) =『政治論』第2章第5節。

(TTP/Prae) =『神学政治論』序文。(EP/19) =『往復書簡集』第19書簡。

Arendt, Hannah.1958 *The Human Condition*, Chicago University Press.

――.1951 *Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft*, Piper.

Balibar, Étienne.1985 “Spinoza, l'anti-Orwell La crainte des masses” in *La crainte des masses: Politique et philosophie avant et après Marx*, 1997.

Deleuze, Gilles.1968 *Spinoza et le problème de l'expression*, Minuit.

Hobbes, Thomas.1997 *Leviathan*.English Works vol.3, ed.by W.Molesworth, Routledge/Thoemmes Press.

Horkheimer, M.& Adorno, T.W.1947 (1984) *Dialektik der Aufklärung*, Suhrkamp.

Matheron, Alexandre.1969 (1988) *Individu et communauté chez Spinoza*, Minuit.

――.1986 *Anthropologie et Politique au XVIIe siècle (Etudes sur Spinoza)*, Vrin.

McShea, R.J.1968 *The Political Philosophy of Spinoza*, Columbia University Press.

Robinson, Lewis.1928 *Kommentar zu Spinozas Ethik*, Felix Meiner.

Strauss, Leo.1930 *Die Religionskritik Spinozas als Grundlage seiner Bibelwissenschaft*, Olms.

Zac, Sylvain.1964 “État et Nature chez Spinoza” in *Philosophie, Théologie, Politique, dans l'oeuvre de Spinoza*, Vrin, 1979.

河村厚　一九九七「コナトゥスから救済へ―スピノザにおける救済の根底的基礎としてのコナトゥスについて―」『待兼山論叢』31号、大阪大学文学会。

河村厚　一九九八「コナトゥスから社会へ―『エチカ』における感情と社会について―」平成九年度科学研究補助金・基盤研究(B)(2)研究成果報告書『感情の解釈学的研究』（代表　山形頼洋）。

付記　本稿は「平成十年度文部省科学研究補助金（特別研究員奨励費）による研究成果」の一部である。

本稿は一九九八年五月二三日、一橋大学で開催された第五回政治思想学会の自由論題発表での著者の口頭発表原稿「スピノザ政治哲学における女性・

奴隷・自然権」から補論などを大幅に削除し、若干の訂正・加筆を行ったものである。なお発表の際にディスカッサントを引き受けて下さり、多くの貴重な助言を下さった、成蹊大学の加藤節先生に心から感謝を申し上げたい。

（かわむらこう　大学院博士課程後期・日本学術振興会特別研究員）